

令和8年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：朝日町（町長部局、教育委員会、議会事務局）

1. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.5%
全職員	54.3%

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における任期の定めのない常勤職員の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁課長相当職	94.4%
本庁課長補佐相当職	100.5%
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	－
31～35年	95.3%
26～30年	－
21～25年	99.0%
16～20年	94.1%
11～15年	91.2%
6～10年	85.2%
1～5年	85.5%

※勤続年数別の区分において、一部の区分では女性職員が在籍していないため、給与の差異（女性の給与を男性の給与で除した割合）は算出していません。

【説明欄】

全職員で見ると女性給与は男性の54.3%となっていますが、これは女性に会計年度任用職員等の割合が高いことが主な要因です。

任期の定めのない常勤職員では87.8%となっており、役職別・勤続年数別ではおおむね90%以上となっています。

全体として、給与の差異は雇用形態や職員構成の違いによる影響が大きい結果となっています。

* 勤続年数は採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。